

○利尻町総合計画策定委員会設置要綱

平成29年11月10日訓令第28号

改正

平成30年4月1日訓令第3号

利尻町総合計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本町の総合計画（以下「総合計画」という。）について調査研究し、計画の立案等を行うため、利尻町総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の委任を受け、次にあげる事務を所掌する。

- (1) 総合計画の基本構想（素案）の立案及び見直しに関すること。
- (2) 総合計画の実施計画の立案及び見直しに関すること。
- (3) 総合計画に係る調査及び進行管理に関すること。
- (4) その他総合計画に関し、町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は副町長を、副委員長は教育長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、委員長が議長となり会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(指導等)

第5条 総合計画の調査研究上委員長が必要と認めたときは、学識経験者、関係機関団体の代表者等から意見又は指導を受けることができる。

(ワーキング部会等)

第6条 委員会の下に、利尻町総合計画策定ワーキング部会（以下「部会」という。）及び利尻町総合計画策定ワーキングリーダー部会（以下「リーダー部会」という。）を置く。

- 2 部会は、委員長が指名する分野別に設置し、総合計画の策定に関する専門的な調査研究を行い、基本構想の素案（検討案）及び実施計画（案）の検討を行う。
- 3 部会の部会員（以下「部会員」という。）は、関係部局の課長補佐及び係長職から委員長が指名する者とする。
- 4 部会に部会長1名、副部会長1名を置くものとし、それぞれ部会員の互選により選出する。
- 5 リーダー部会は各部会の部会長及び副部会長で組織し、部会間の連絡調整を図り、基本構想の素案（検討案）及び実施計画（案）をまとめる。
- 6 部会及びリーダー部会の招集方法及び議事進行方法等は、部会及びリーダー部会内での協議に一任する。

(報告)

第7条 委員長は、委員会における審議状況、立案作業状況、調査研究過程及び審議結果について町長に報告し、必要な指示を受けるものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、まちづくり政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成29年11月10日から施行する。

附 則 (平成30年4月1日訓令第3号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

委員長	副町長
副委員長	教育長
委員	総務課長、くらし支援課長、まちづくり政策課長、まちづくり政策課事業調整室長、まち産業推進課長、まち環境整備課長、会計管理者、仙法志支所長、議会事務局長、砕石事業所長、宿泊施設総支配人、教育課長、学芸課長、特別養護老人ホーム所長、病院組合事務部長、消防長、消防署長、消防本部総務課長、まち環境整備課長補佐、地域包括支援センター所長、砕石事業所副所長、消防本部総務課長補佐、消防署副署長、ワーキング部会の部会長